

「文の京」の区民憲章に関する最終報告

平成16年8月

「文の京」の区民憲章を考える区民会議

平成 16 年 8 月 31 日

文京区長

煙 山 力 様

「文の京」の区民憲章を考える区民会議

会 長 森田 朗

「文の京」の区民憲章に関する最終報告

平成 15 年 6 月 20 日、検討の依頼を受けた、「文の京」の区民憲章に盛り込むべき内容等について、別添のとおり報告いたします。

目 次

| | | |
|---|----------------------------|----|
| 1 | はじめに | 1 |
| 2 | 区民会議「最終報告」について | 2 |
| | （1）内容の表記方法について | 2 |
| | （2）基本とした考え方について | 2 |
| 3 | 区民憲章に盛り込むべき内容 | 3 |
| | 前 文 | 3 |
| | 第1章 総 則 | 5 |
| | 〔1-1 目的〕 | 5 |
| | 〔1-2 定義〕 | 5 |
| | 第2章 この条例の自治の理念と基本原則 | 7 |
| | 第1節 自治の理念 | 7 |
| | 〔2-1-1 協働・協治〕 | 7 |
| | 第2節 基本原則 | 7 |
| | 〔2-2-1 参画と協力〕 | 7 |
| | 〔2-2-2 情報共有の原則〕 | 7 |
| | 〔2-2-3 対等な立場の尊重〕 | 8 |
| | 〔2-2-4 自己決定・自己責任の原則〕 | 8 |
| | 第3章 区民等の権利、責務 | 9 |
| | 第1節 区民の権利、責務 | 9 |
| | 〔3-1-1 区民の権利〕 | 9 |
| | 〔3-1-2 区民の責務〕 | 9 |
| | 第2節 地域活動団体の権利、責務 | 10 |
| | 〔3-2-1 地域活動団体の権利〕 | 10 |
| | 〔3-2-2 地域活動団体の責務〕 | 10 |
| | 第3節 非営利活動団体の権利、責務 | 11 |
| | 〔3-3-1 非営利活動団体の権利〕 | 11 |
| | 〔3-3-2 非営利活動団体の責務〕 | 11 |
| | 第4節 事業者の権利、責務 | 12 |
| | 〔3-4-1 事業者の権利〕 | 12 |
| | 〔3-4-2 事業者の責務〕 | 12 |
| | 第4章 区の責務 | 13 |
| | 〔4-1 区の基本的役割〕 | 13 |
| | 〔4-2 保証役としての役割〕 | 13 |

| | |
|-------------------------------------|----|
| 〔 4 - 3 調整者としての役割〕 | 14 |
| 〔 4 - 4 地域の担い手の支援〕 | 14 |
| 第5章 区議会の責務 | 15 |
| 第1節 区議会の責務 | 15 |
| 〔 5 - 1 - 1 区議会の責務〕 | 15 |
| 〔 5 - 1 - 2 区民意思の把握と反映〕 | 15 |
| 〔 5 - 1 - 3 開かれた区議会の推進〕 | 16 |
| 第2節 区議会議員の責務 | 16 |
| 〔 5 - 2 - 1 区議会議員の責務〕 | 16 |
| 第6章 執行機関の責務 | 18 |
| 〔 6 - 1 執行機関の責務〕 | 18 |
| 〔 6 - 2 区長の責務〕 | 18 |
| 〔 6 - 3 区職員の責務〕 | 19 |
| 第7章 協働・協治 | 20 |
| 第1節 情報の公開 | 20 |
| 〔 7 - 1 - 1 区政に関する情報の公開〕 | 20 |
| 〔 7 - 1 - 2 区の説明責任〕 | 20 |
| 〔 7 - 1 - 3 区民等の情報公開〕 | 20 |
| 〔 7 - 1 - 4 区民等の説明責任〕 | 21 |
| 第2節 参画 | 21 |
| 〔 7 - 2 - 1 政策立案・実施・評価の各段階への区民等の参画〕 | 21 |
| 〔 7 - 2 - 2 区への提案制度〕 | 21 |
| 〔 7 - 2 - 3 各主体相互の活動への参画〕 | 22 |
| 第3節 意思の表明 | 22 |
| 〔 7 - 3 - 1 区の政策等の周知〕 | 22 |
| 〔 7 - 3 - 2 区民等の意見表明〕 | 23 |
| 〔 7 - 3 - 3 住民投票〕 | 23 |
| 第4節 協働・協治の推進体制 | 24 |
| 〔 7 - 4 - 1 各主体の社会資源の活用等〕 | 24 |
| 〔 7 - 4 - 2 区外の人々との連携・協力〕 | 24 |
| 〔 7 - 4 - 3 協働・協治推進のしくみ〕 | 24 |
| 〔 7 - 4 - 4 区における条例の尊重義務〕 | 25 |
| 4 おわりに | 26 |
| 資料 | 27 |

1 はじめに

平成 15 年 6 月 20 日に、文京区区民憲章（自治基本条例）の策定に向けた検討を行う、「『文の京』の区民憲章を考える区民会議」が設置されました。私たち区民会議委員は、文京区に住み、あるいは働くものとして、文京区の自治の基本理念や参画・協働のしくみなど、この憲章に盛り込む基本的な事項について検討してまいりました。そして、8 回の全体会と 2 回の小委員会を経て、区民会議委員が分担して執筆し、全員で検討を加えた「中間のまとめ」を作成し、平成 16 年 3 月に区報特集号などを通じて周知を図りました。

この「中間のまとめ」は、この度の最終報告をまとめるにあたり、幅広く区民の皆さんの意見を聞くことを目的といたしました。そして、地域説明会の開催や区内各団体の会合でご意見をいただくことができました。また、ハガキや電子メール等で広範なご意見もお寄せいただきました。

区民会議では、いただいたご意見を踏まえ、「中間のまとめ」についてさらに検討を行い、ここに、「文の京」の区民憲章を考える区民会議の最終報告をとりまとめました。

なお、議会の役割の重要性に鑑み、最終報告では、区議会の責務についても区民憲章の項目として報告することとしました。

この報告が、区民憲章の制定に活かされ、真に潤い・安らぎ・豊かさを実感できるまち文京区の実現につながることを期待しています。

2 区民会議「最終報告」について

(1) 内容の表記方法について

「3 区民憲章に盛り込むべき内容」については、区民憲章が条例の形式になることを前提として、「前文」と条例の項目となる「総則」、「この条例の自治の理念と基本原則」などを大きな要素ごとに分類・整理した7つの章で構成し、枠内にその内容をまとめました。

また、内容についての考え方の背景や区民会議としての基本的な考え方などを【基本となる考え方】としてまとめてあります。

(2) 基本とした考え方について

成熟社会を迎えた現在、地域社会の課題は一層複雑化・高度化してきています。こうした地域社会の課題にきめ細かく対応し、豊かな地域社会を築いていくことが大切です

そこで、最終報告では、「区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者、区が対等の関係で協力し、地域の情報、人材、場所、資金、技術等の社会資源を有効に活用しながら、地域社会の公共的な課題の解決を図る」という「ガバナンス」の考え方を、その基本的な考え方とし、「協働・協治」(きょうどう・きょうち)という新しい表現で示しました。

この「協働・協治」は、これからの都市自治体の基本的な自治のあり方として定着していくものと考えています。

3 区民憲章に盛り込むべき内容

前 文

文京区は、歴史的文化的遺産に恵まれた緑豊かな地域です。文京区に集う私たちは、文化の香り高いまち文京区を誇りとし、様々な可能性に富んだこの地を将来に向かって、さらに発展させたいと願っています。

私たちが良好な環境を維持しながら真に文化的にしあわせに暮らすためには、この地に住み、学び、活動するすべての人々が自律した存在として尊重されるとともに、守るべきもの、育むべきものを確かめ、自立した存在として、互いに合意を形成し、協力し合うことが必要と私たちは考えます。

そして、地域社会を豊かなものにするためには、区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者、区が相互に協力し、地域社会の課題を解決するための住民自治の原則を共有のものとするのが大切と考えます。

私たちは、この原則を、ともに活動し、ともに地域社会の課題を解決するという意味で、「協働・協治」と呼び、「文の京」文京区の自治の理念として位置づけます。

私たちは、文京区の自治の理念や基本的なしくみを明らかにし、文京区の自治に関する基本条例として、この条例を定めます。

【基本となる考え方】

- 前文は、この条例全体を貫く理念を表しました。
- 私たちのまち文京区は、江戸期より続く多様な歴史的、文化的な遺産に恵まれています。また、都心に位置しながら、多くの庭園や公園などがあり、みどり豊かな地域です。こうした文京区を私たちは誇りに思い、これからも大事にしていきたいと思えます。
真に文化的にしあわせに暮らすこと、地域社会を豊かなものにするを私たちの目的としました。そのためには、区民一人ひとりが「自律した存在」として尊重され、「自立した存在」として協力し合うことが必要であるとしました。「自律した存在」とは、自らの責任において自らの目的のもとに活動する主体をいいます。「自立した存在」とは、他からの干渉を受けることなく、独立した存在として自主的に活動をする主体をいいます。
- また、男女が互いに人権を尊重しつつ、さまざまな場面で、性別にかかわらず、責任を分かちあい、個性と能力を十分に生かすことも大切です。
- さらに、さまざまな団体が対等な関係で協力することを基本として、多様化・高度化する地域の課題の解決を図っていくことが重要だと考えます。
- そこで、文京区内の多様な主体が公共的な課題の解決を図ることにより地域を治めていくというガバナンスの考え方を「協働・協治」と呼ぶことにし、これを文京区の自治の理念として掲げることとしました。
- また、この条例は、文京区の自治体運営全体の基本姿勢を示すものです。そのため、文京区の他の条例の最上位に位置するものであることを明確に位置づけることが必要となります。そこで、文京区という自治体を運営する際の最高のルールであるという性格を持った条例であることを、「文京区の自治に関する基本条例として、この条例を定めます。」として、宣言しました。

第1章 総則

〔1-1 目的〕

この条例は、文京区の自治の基本理念としての協働・協治の考え方及び、区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者の権利と責務ならびに区の責務を明らかにするとともに、協働・協治の基本的事項を定めることにより、豊かな地域社会を実現することを目的とします。

【基本となる考え方】

この条例は、「協働・協治」の考え方とその基本的な事柄、そして区民等の権利・責務を定めることによって、豊かな地域社会の実現を図ることを目的としています。

〔1-2 定義〕

【各主体】

区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び区をいいます。

【区民等】

区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者をいいます。

【区民】

区内に住む人、働く人、学ぶ人をいいます。

【地域活動団体】

地域の課題の解決や地域住民の連携を図るため、自主的に活動を行う地域に根ざして形成された団体をいいます。

【非営利活動団体】

公共的な課題に関して、自主的に活動を行う団体で、上記以外の非営利活動団体のうち、協働・協治の担い手になりうるものをいいます。

【事業者】

区内において、事業活動を行うものをいいます。

【区】

区は、区議会及び執行機関により構成されます。

【協働・協治】

区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者、区が対等の関係で協力し、地域の情報、人材、場所、資金、技術等の社会資源を有効に活用しながら、地域社会の公共的な課題の解決を図る社会のあり方をいいます。

【基本となる考え方】

- 町内会や自治会など地縁による団体とNPO法人・ボランティア団体・市民活動団体などは、いずれも非営利で活動を行う団体ですが、それぞれの特長や果たしている役割に着目し、地域活動団体と非営利活動団体として別に定義することに意義があると考えました。

「地域社会の公共的な課題」とは、区民福祉の向上に関わる課題をいいます。

この最終報告における「区民」は、文京区で活動する人を含め広く定義しています。

なお、文京区に住民登録している人を意味する狭義の区民については、地方自治法第10条の定義により「住民」という言葉を使用しました。

第2章 この条例の自治の理念と基本原則

第1節 自治の理念

〔2-1-1 協働・協治〕

各主体は、協働・協治の考え方にに基づき、相互に理解を深め、それぞれの果たすべき役割と責任を分担し、助けあいながら自主的、自律的に活動を行います。

【基本となる考え方】

- この条例の自治の理念を、「協働・協治」とします。
- 地方自治とは、本来、自分たちの地域を自分たちで治めることです。そして、地域の課題を解決する主役は、地域のことを一番知っている区民です。しかしながら、すべてに自立して行動することは難しいことです。そこで、各主体が相互に補完し、協力し合うことが大切だと考えます。
- 各主体は、お互いの活動を尊重し、緩やかな連携を図ることを大切にすべきと考えます。

第2節 基本原則

〔2-2-1 参画と協力〕

各主体は、地域の課題を解決するための活動に積極的に参画するとともに、自主的に調整し、協力しあい、連携を図ります。

【基本となる考え方】

- 各主体の活動は、自主的・自律的に行うことが基本です。しかし、各主体の活動をより活発にしていくためには、緩やかな連携を図ることも重要です。
- さまざまな条件の中で、すべての人々や団体が公共的な課題の解決のための活動に積極的に参画できない場合もあります。ここで言う「参画する」ことは、具体的な行動を行うことだけでなく、地域の課題に関心を持つことも一つの「参画」だと考えます。

〔2-2-2 情報共有の原則〕

各主体は、個人情報の保護に配慮しつつ、それぞれが保有する地域の課題やそれを解決する活動に関する情報を共有化することを基本とします。

【基本となる考え方】

- 地域で活動する団体が、自らの活動を活発化させるためには、多くの区民が地域の活動に関心を寄せながら、その活動に関わりあうことが大切です。
- そこで、協働・協治の社会を実現していくためには、個人情報に配慮しつつ、各主体の間で可能な限り情報を共有化することが必要だと考えます。

〔 2 - 2 - 3 対等な立場の尊重 〕

各主体は、豊かな地域社会の実現にあたり、相互理解と信頼関係を築き、対等な立場を尊重し、地域の課題を解決する活動を担います。

【基本となる考え方】

- 協働・協治の社会を実現していくためには、各主体が基本的に対等な立場であることを確認することが出発点となります。
- 各主体の活動が円滑に行われるためには、各主体がお互いに理解しあうように努め、信頼関係を築くことが大切だと考えます。

〔 2 - 2 - 4 自己決定・自己責任の原則 〕

各主体は、自ら決定し、自らの責任において活動することを基本とします。

【基本となる考え方】

- 成熟社会を迎え、地域の課題は多様化・高度化してきました。そして、その課題はどれもが重要なものです。これらの課題を解決するためには、行政だけでなく、地域のさまざまな活動主体が自らの意志に基づき、自主的に解決に取り組むことが重要となってきています。
- こうした活動が広がることで、多様な地域の課題にきめ細かく対応できるようになるのです。
- 自己決定、自己責任のもとで行動するためには、精神的・経済的・社会的な自立が必要です。しかし、現実には、すべてに自立して行動することは難しいと考えます。そのため、区をはじめ各主体が配慮の行き届いた支援の方策を適時適切に実行していくことも必要と考えます。

第3章 区民等の権利、責務

第1節 区民の権利、責務

〔3-1-1 区民の権利〕

区民は、地域社会の一員として協働・協治の社会の実現に参画する権利を有します。
区民は、これらの活動に関する情報を求めることができます。

【基本となる考え方】

区民は、自律的な存在として尊重され、協働・協治の社会の実現に自主的に参画する権利を有していると考えます。
協働・協治の社会の実現は、区民が自主的・自律的な主体としてさまざまな活動に参画することを基本とするものです。
協働・協治の社会を実現するためには、その前提として区民が公共的な活動に関する情報を知ることが不可欠です。

〔3-1-2 区民の責務〕

区民は、地域の課題を解決する活動に、自主的な判断により参画します。
区民は、自主的・自律的な活動を行うとともに、自らの発言と行動に責任を持ちます。

【基本となる考え方】

区民は、さまざまな主体の活動に自主的に参画することが大切だと考えます。そのことによって、各主体の活動が活発になり、ひいては、多様な地域の課題にきめ細かく対応することができるようになるのです。
さまざまな理由から、すべての区民が協働・協治の社会を実現するための活動に参画できるとは限りません。そこで、私達は、区民一人ひとりが、協働・協治の社会を実現する活動に関わるという意識を持つ事も大切だと考え、具体的な活動への参加や不参加を理由として、差別的な扱いを受けてはならないと考えます。

第2節 地域活動団体の権利、責務

〔3-2-1 地域活動団体の権利〕

地域活動団体は、地域社会の一員として協働・協治の社会の実現に参画する権利を有します。
地域活動団体は、これらの活動に関する情報を求めることができます。

【基本となる考え方】

地域活動団体は、自律的な存在として尊重され、協働・協治の社会の実現に自主的に参画する権利を有していると考えます。

協働・協治の社会を実現するためには、その前提として公共的な活動に関する情報を知ることが不可欠です。

地域活動団体は、地域に根ざした団体としての性格から、地域の課題を解決するために、地域活動に取り組む権利を有することを明確にしました。

〔3-2-2 地域活動団体の責務〕

地域活動団体は、地域の課題の解決や住民相互の連携を図る活動を行います。
地域活動団体は、自主的・自律的な活動を行うとともに、自らの発言と行動に責任を持ちます。

【基本となる考え方】

協働・協治の社会を実現するためには、さまざまな団体が地域の課題解決のために活動を行うことが重要です。さらに、自らの活動だけでなく、他の主体の活動を尊重することが大切だと考えます。

地域活動団体は、協働・協治の社会を実現する主体として、文京区の歴史とともに活動してきている団体です。これは、文京区の特徴の一つといえ、この条例の特徴ともなりえると思います。

活気のある活動を行うためには、多くの人たちが活動に参加することが必要です。そのためには、誰でもが参加できる体制作りが大切だと考えます。

地域活動団体は、地域福祉の推進や公共的サービスを担う主体として、その活動状況を広く公開するよう努め、これまで暮らしてきている住民や、これから居を構える住民とともに、公平かつ民主的な活動を行うことが大切です。

第3節 非営利活動団体の権利、責務

〔3-3-1 非営利活動団体の権利〕

非営利活動団体は、地域社会の一員として協働・協治の社会の実現に参画する権利を有します。
非営利活動団体は、これらの活動に関する情報を求めることができます。

【基本となる考え方】

非営利活動団体は、自律的な存在として尊重され、協働・協治の社会の実現に自主的に参画する権利を有していると考えます。

協働・協治の社会を実現するためには、その前提として公共的な活動に関する情報を知ることが不可欠です。

非営利活動団体は、地域の課題を解決するために、自らの活動に地域の人々や団体の参加を呼びかけながら、その専門性と先駆性などの特長を生かし、自らの使命を実現するための活動に取り組む権利を有することを決めました。

〔3-3-2 非営利活動団体の責務〕

非営利活動団体は、自らの目的に沿った活動を通して、地域の課題の解決に取り組めます。
非営利活動団体は、自主的・自律的な活動を行うとともに、自らの発言と行動に責任を持ちます。

【基本となる考え方】

協働・協治の社会を実現するためには、それぞれの活動を尊重することが大切です。さらには、協働・協治の社会を実現する主体としての自覚を持つことが求められます。

非営利活動団体は、自らの使命を実現するための活動団体として、協働・協治の社会を実現する主体として活動することが大切です。

非営利活動団体は、自らの使命に基づいて活動する団体です。しかし、同時に、豊かな地域を創るという視点を持ち、公平かつ民主的な活動を行う事も大切だと考えます。

非営利活動団体は、自らが持つ専門性や創造性を最大限に生かして活動することが求められます。

非営利活動団体は、地域の課題の解決をめざし、公共的サービスを担う地域社会の一員として、区民に開かれた活動を行い、多くの区民の意思をつなぎ、継続性のある大きな力にまとめる役割を担っています。

第4節 事業者の権利、責務

〔3-4-1 事業者の権利〕

事業者は、地域社会の一員として協働・協治の社会の実現に参画する権利を有します。
事業者は、これらの活動に関する情報を求めることができます。

【基本となる考え方】

事業者は、協働・協治の社会の実現に自主的に参画する権利を有していると考えます。
協働・協治の社会を実現するためには、その前提として公共的な活動に関する情報を知ることが不可欠です。
事業者の中には株式会社のように営利を追求することを目的としているものがあります。しかし、営利活動のみを目的とするのではなく、公共的なサービスを担う権利を有していることを明記することが重要と考えます。

〔3-4-2 事業者の責務〕

事業者は、協働・協治に関する理解を深め、地域での他の主体との対話・協働に努めます。
事業者は、その社会的責任に基づいて事業活動を推進する責務を有します。

【基本となる考え方】

事業者は、協働・協治の社会を実現する主体としての自覚を持つことが求められます。
事業者は、営利活動を追求するだけでなく、協働・協治の社会を実現する主体であり、地域社会の一員でもあるという、社会的責任を自覚して活動することが大切だと考えます。

第4章 区の責務

〔4-1 区の基本的役割〕

区は、地方自治の本旨に基づいて、住民の福祉の増進に向けて、必要な施策を実施し、最少の経費で最大の効果を発揮します。
区を構成する各機関は、それぞれの責務を果たすことを通して、共通の目標である協働・協治の社会の実現を図ります。
区は、持続可能で健全な区政を実現します。

【基本となる考え方】

- 憲法第92条は、「地方自治の本旨」に基づいて地方公共団体を組織し、運営を行わなければならないとしています。なお、「地方自治の本旨」とは、一般的に「団体自治」と「住民自治」の実現とされています。このうちでも、自治体運営に、可能な限り広範な住民の参加を図っていく「住民自治」がより重要な概念といえます。
- 現行の地方自治制度のもとでは、間接民主制として、選挙権を持つ住民が地方議会の議員及び長を選出するとともに、直接民主制として、「条例の制定又は改廃の請求」、「事務の監査請求」、「議会の解散請求」、「議会の議員や長等の解職請求」などが定められ民主制を担保しています。
- 区を構成する各機関は、地方自治法に定められています。各機関とは、議事機関としての議会や執行機関としての長などです。
- 地方自治法第2条第14項では、「行政運営効率化の原則」の観点から、「住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」ことが記されています。
- 近年では、厳しい財政状況のもと、持続可能な行財政運営が求められており、短期とともに中長期的視点から、健全な行財政運営を行うことが求められています。

〔4-2 保証役としての役割〕

区は、自ら公共的サービスの提供という役割を担うだけでなく、公共的サービス水準の設定や区民等の活動を支援することを通して、区民等により公共的サービスの提供が適正に行われることを保証するよう努めます。

【基本となる考え方】

- 協働・協治の社会の実現のためには、区が、公共的サービスの提供という役割を担うだけでなく、他の主体に公共的サービスの提供を委ねる場面も今より多く登場してくる考えられます。
- 区は、あるサービスについてすべてを委ねるわけではなく、他の主体によって公共的サービスの提供が確保されるよう、情報の開示や認証など、それが適正に行われるよう保証する制度的しくみを作る役割を中心に担うことになると考えられます。
- 場合によっては、区が公共的サービスを維持する部分や強化する部分もあると考え

られます。

〔 4 - 3 調整者としての役割 〕

区は、必要に応じて、区民等の中の調整・調停を行う役割を担います。

【基本となる考え方】

- 協働・協治の社会の実現のためには、区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者が行う公共的な活動を調整することが必要な場合も出てきます。
- 区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者相互による自主的な調整がうまく行かない場面では、区が、実質的な調整の役割を担うことが想定されます。

〔 4 - 4 地域の担い手の支援 〕

区は、区民等の自主性や自律性を尊重しつつ、地域の課題に取り組む人々や団体が自主的に活動できるように支援します。

【基本となる考え方】

- 協働・協治の社会を実現していくためには、文京区という地域社会に関心を持ち、広く将来を見据え、公共的な視点に立ち、地域の課題の解決に参画する人々や団体の存在が不可欠となります。
- しかし、公共的な視点に立って考え、意見を述べ、行動することは容易なことではありません。
- 区は、こうした人々の自主性や自律性を尊重しながら、「地域の担い手の育成」の観点から、区民や団体を支援し、場合によっては、さまざまな団体の発足を助ける役割を果たしていくことが重要となります。
- 区には、そのための情報の提供や具体的な「場」の提供が求められていくと考えられます。

第5章 区議会の責務

第1節 区議会の責務

〔5-1-1 区議会の責務〕

区議会は、住民から信託を受けた議員によって構成された意思決定機関であり、条例、予算等の議決により意思を決定するとともに、区長及び執行機関が政策を適正に執行しているか監視します。

【基本となる考え方】

- 地方公共団体の議会は、住民を代表する議員が集まって地方公共団体の重要な政策や行政について審議し、地方公共団体の基本方針を決定する議事機関とされています。
- 議会の権限の中で最も重要なのは議決権です。議会は、地方自治法96条1項に定めてある事柄や、文京区の条例で決められている事項について、議決権を行使して、区としての意思を決定します。
- 議会の権限は、議決権のほかにも、調査権、同意権、監査の請求権、請願の受理などがあります。
- 議会は、区民全体の福祉の向上を図るという幅広い視点に立って実質的な審議を尽くすことが大切だと考えます。

〔5-1-2 区民意思の把握と反映〕

区議会は、その活動にあたって常に区民の意思を把握し、その意思を反映するよう努めます。

【基本となる考え方】

- 価値観が多様化したり、社会経済状況の変化が激しい現代社会においては、区民意思の把握が難しくなっていると思います。そこで、区議会は、きめ細かに区民の意見を汲み上げることが一層大切になっていると思います。常に区民の意見を幅広く把握し、議会での審議等を通じてこれを政策に反映していくことが一層重要になってきていると考えます。

〔 5 - 1 - 3 開かれた区議会の推進 〕

区議会は、区民等と議員との直接対話の場の提供等、区議会への区民参加を推進し、わかりやすく開かれた議会運営をめざします。
区議会は、政策論議の充実、審議方法の改善を行い、区議会に対する区民の関心を高め、信頼と理解を得られるよう努めます。

【基本となる考え方】

- 地域の課題が多様化・高度化した都市自治体では、さまざまな課題に対応することが難しくなっています。また、忙しい住民にとっては選挙時に出される情報のみが選択の判断材料となることが多く、議会への関心や期待が薄れがちとなります。
- これからの協働・協治の社会では、区民が自らの責任感や公共性の向上を図る努力を行うことに加えて、議会の側からも、議会の活動をあらゆるメディアを駆使して伝えながら、区民の意見を常に吸い上げるといふ、双方向のコミュニケーションのしくみを構築する努力が必要だと思えます。
- 区議会はその権限に基づき、複雑多岐にわたる利害や多様化した価値観の対立などから生ずる紛争を解決したり、相対立する区民の意見を調整し、統合した意思を形成していくことが大切です。
- 議会活動に対する区民の理解を深めるため、審議の活性化、充実を図るといふ観点から、学識経験者や地域・職域を代表する者等を審議に直接参加させる仕組みや、区民と議会とが直接意見を交換する場の設定などに努めることが大切です。このことが区民に正しい選択の指標を提供し、議会への関心を高めることにもつながっていくのだと思えます。

第 2 節 区議会議員の責務

〔 5 - 2 - 1 区議会議員の責務 〕

区議会議員は、住民からの信託に応え、広く区民と対話する等、自らの考えや活動を区民に知らせます。
区議会議員は、住民全体の代表者としての立場に立ち審議を進めます。

【基本となる考え方】

- 議会は、重要な案件を審査し、決定し、行政を監視する機関であり、いずれの場面でも、実質的な審議を尽くすことが大切です。
- 実質的な審議は、幅広い区民の意見を把握することから始まると思えます。そのため、議員は、区民との対話に努め、その把握を行うことを大切にしてほしいと考えます。
- 議員は、地域や団体の利害に関連する問題について、区全体の立場と、地域や団体の立場や個々の区民の立場との板ばさみになることも多いと思えます。また、いろいろな事業の実施や施設の問題で、地域住民や団体の利害得失の間で大変な決断を

しなければならないこともあると思います。こうした場合は、住民全体の代表者としての立場に立って審議を進めることを大切にしてほしいと思います。

第6章 執行機関の責務

〔6-1 執行機関の責務〕

区長、区長の補助機関及び行政委員会等の執行機関は、協働・協治の推進のために、その権限と責任において公正かつ誠実に職務の執行にあたります。執行機関は、区民ニーズの把握に努め、各部署が情報を共有し、連携協力して、適正かつ迅速に公共的サービスを提供します。執行機関の補助機関は、常に簡素で機能的かつ柔軟な組織をめざします。

【基本となる考え方】

- 区長の補助機関である行政組織及び行政委員会などは、区長の総合的な調整のもとに、適切な組織運営、事務事業の遂行を行うことをあらためて宣言することが必要です。
- 区民がいわゆる「たらい回し」にあうことがないように、まず窓口で必要な公共的サービスの全体を明確にするなど、執行機関の補助機関は各部署が協力し合って縦割り行政の弊害を極力改善することが求められています。
- 近年の厳しい財政状況のもと、持続可能な行財政運営が求められています。さらに、成熟社会を迎え、区民ニーズは多様化・高度化しています。これらのことに的確に対応するためには、執行機関の補助機関を常に簡素で機能的かつ柔軟なものにしておく必要があります。

〔6-2 区長の責務〕

区長は、文京区の代表者として、公正かつ誠実に区政の執行にあたります。区長は、区政の執行を通して実現すべき政策を区民に対して明らかにするとともに、その達成状況についても区民に報告します。区長は、効率的かつ効果的な行財政運営を行います。

【基本となる考え方】

- 区長は、政策目標を区民に対して明らかにするとともに、目標の実現度を確認し、区民に報告する責務があることを明記しました。
- 区長は、設定した目標の実現に向けて、民間企業で見られる経営手法なども活用し、効率的かつ効果的な行財政運営を行います。

〔 6 - 3 区職員の責務 〕

区の職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上に努め、公正かつ能率的に職務を遂行します。

【基本となる考え方】

- 区の行政組織を構成する職員一人一人は、執行機関の長による目標設定を受け、具体的な行政経営の展開に協力し、その成果に対する責任の一端を担うことを明示しました。

第7章 協働・協治

第1節 情報の公開

〔7-1-1 区政に関する情報の公開〕

区は、区民等の行政情報を知る権利を保障するとともに、個人情報の保護に配慮しつつ、区政に関する情報を積極的に公開します。

【基本となる考え方】

- 「文京区情報公開条例」では、区の責任で「知る権利」を保障することを明記しています。
- 情報公開については、国及び文京区の法令の制定により、基本的な枠組みについては対応済みとなりますが、「情報なくして参加なし」といわれるように、区民が行政情報について知り得る手段を持たなければ、行政への実効ある区民参画を期待することは難しいといえます。
- ここでは、これらのことを再確認する意味から、区政に関する情報の公開について明記しました。

〔7-1-2 区の説明責任〕

区は、政策の立案から実施及び評価にいたるまでの過程において、区政について、区民等にわかりやすく説明する責任を果たします。

【基本となる考え方】

- 「文京区情報公開条例」では、区政について区民に説明する区の責務について規定していますが、区の説明責任は、情報共有のための基本条件となるため、ここに明記しました。

〔7-1-3 区民等の情報公開〕

区民等は、それぞれが保有する公共的な活動に関する情報を共有することができるよう、個人情報の保護に配慮しつつ、その公開に努めます。

【基本となる考え方】

- 公共的な活動を担う各主体間において、公共的な活動に関する情報を共有することが協働・協治の社会の創造のための基本となります。
- 区を含めた各主体が適切に情報を公開することができるようにその環境作りを行

うことが必要です。特に、情報化社会にあっては、パソコンなどを使った情報共有が有効になってきました。区はさまざまな団体と協働することで、多面的に情報発信できるような環境作りの研究・検討を行っていくことが必要だと考えます。

〔 7 - 1 - 4 区民等の説明責任 〕

区民等は、自らが行う公共的な活動について、他の主体に対し、わかりやすく説明するよう努めます。

【基本となる考え方】

協働・協治の社会の実現のためには、情報の共有化が必要であり、区民等は、自らが行う公共的な活動についてその内容を明らかにし、分かりやすく説明する努力をすることが大切だと考えます。

- 区は、区を含めた各主体が適切にその活動等についての説明責任を果たすことができるように、その環境作りを行う責務を有すると考えます。

第 2 節 参画

〔 7 - 2 - 1 政策立案・実施・評価の各段階への区民等の参画 〕

区は、協働・協治の視点に立って、その政策の立案、実施、評価の各段階において、区民等の参画を図ります。

【基本となる考え方】

- 協働・協治の社会を実現していくためには、各主体は、互いにその活動を尊重しあい、対等の関係に立ち、協力していくことが基本です。しかし、文京区の中では、区が、一番大きなセクターです。そこで、区の政策立案・実施・評価の各段階に、区民等が積極的に参画し、協働しながら公共的な活動に取り組むことが大切だと考えます。
- そこで、改めてこの項目で、区民等が区の政策の立案、実施、評価の各段階に参画することを明記しました。
- 区は、区民等が区の政策の立案、実施、評価の各段階に参画しやすいように、そのための取り組みを行う責務を有すると考えます。

〔 7 - 2 - 2 区への提案制度 〕

区は、区民等が区政に関する公共的な提案ができるようにし、提案に対しては協働・協治の視点に立って、適切に対応します。

【基本となる考え方】

- 協働・協治の社会を実現していくためには、区民等から積極的に多様な事業の提案がなされるべきと考えられます。
- 区民等が事業提案を行う場合は、幅広い視点に立ち提案を行うことを基本とすべきです。また、区民等は、提案内容について説明する責務を有していると考えます。さらに、提案を実施する場合は、協働・協治の視点に立って対応します。
- 区は、区民等から寄せられた提案については、適切に対応することを明記しました。

〔 7 - 2 - 3 各主体相互の活動への参画 〕

各主体は、地域の課題の解決を図る活動に相互に参画しあい、連携を図るために対話し、交流し、学びあいます。
区は、区民等が相互に活動に参画し合えるようなしくみをつくります。

【基本となる考え方】

- 区民等の活動は、自主的・自律的に自らの志に基づきながら取り組むことが基本です。文京区という地域を考えた場合、こうしたさまざまな公共的な活動が展開されることに加え、一つひとつの点としての活動がつながりあい、線となり、ひいては面となっていくことが、より豊かで住みよい文京区を創っていくのだと考えます。そこで、各主体は、自主的な活動を積極的に取り組むことに加え、相互に連携を図るために具体的な行動を行うこととしました。
- また、よりきめ細かに地域社会の課題に対応するためには、区だけが中心となって対応するのではなく、区民等が自主的に進めていく分野が充実することが必要です。そのために、区は、区民等の活動が広がるように、その環境整備に努めるべきだと考えます。

第3節 意思の表明

〔 7 - 3 - 1 区の政策等の周知 〕

区は、区政の基本的な指針や政策について、その内容を明確にし、区民等にわかりやすく周知します。

【基本となる考え方】

- 区は、重要な決定や各種の計画などについて、さまざまな機会を通じて区民等に的確に周知することを明記しました。

〔 7 - 3 - 2 区民等の意見表明 〕

区民等は、区の重要な政策及び計画の策定に関して、意見を表明することができます。

区は、重要な政策及び計画の策定にあたり、区民等からの意見等を聴取し、それに対する考え方を公表しなければなりません。

【基本となる考え方】

- 区が重要な政策の策定や改正、廃止を行う際に、広く区民等の意見を聞くこととし、区民等から寄せられた意見は公表され、区はこれに対して応答する責務があると思いました。
- 地域の課題が複雑になっている現在、区民等が区の政策や施策、計画、方針等について積極的に意見を表明し、それを反映させていくことがきめ細かな政策の実施につながっていきます。多様性のある施策を実施することが、より豊かな地域の創造につながるものだと考えます。そこで、区の政策等に対して区民等が意見を提出することが大切です。
- この手続きを行うための具体的な手段については、区のホームページの活用などのほか、パソコンなどを使用しない区民等にも配慮しながら、多様な手段で行うことが大切と考えます。

〔 7 - 3 - 3 住民投票 〕

区は、文京区にかかわる重要事項について、直接区民の意思を確認するため、住民投票制度を設けることができます。

住民投票の制度及び実施に関し必要な事項は、別に条例で定めます。

【基本となる考え方】

- 投票有権者の年齢要件、住所要件などについては、条例化にあたって、別途、検討が必要と考えられますが、事案によっては20歳未満の未成年者にも投票権を認めることなどが考えられます。
- 個別の事案について実施される住民投票に示された有権者の意思について、どのように取り扱うかを予めそれぞれの条例で明らかにしておく必要があると考えます。

第4節 協働・協治の推進体制

〔7-4-1 各主体の社会資源の活用等〕

各主体は、協働・協治の推進にあたっては、それぞれが社会資源を活用するとともに、自ら社会資源を創出し、相互に提供しあうように努めます。

【基本となる考え方】

- 限りある社会資源を各主体が最大限有効に活用するため、各主体が相互に協力していくことが必要だと考えます。
- また、各主体は、社会資源を活用するとともに、自らも社会資源を作り出す大きな役割を担っています。
- 各主体が、社会資源を活用しあうことで、より豊かな地域社会を創りあげていくことができると考えます。

〔7-4-2 区外の人々との連携・協力〕

各主体は、様々な取り組みや活動を通じて、区外の人々、団体、行政機関等と、積極的に連携・協力します。

【基本となる考え方】

- 協働・協治の社会の実現のために、さまざまな活動を通じて、区外の人々や団体、行政機関などとの連携・協力を図っていくことが必要になると考えられます。

〔7-4-3 協働・協治推進のしくみ〕

区は、区民等とともに、地域の課題の解決に向けて多様な取り組みを進めるための協働・協治推進のしくみをつくります。

【基本となる考え方】

- 協働・協治の社会の実現のためには、今後、多様な主体からなる協働・協治の推進組織が必要となると考えられます。
- 区は、地域社会の課題について区民等の間で討議や合意形成が進むよう、そして協力して課題解決にあたる協働が進むよう、協議や協働の場を積極的に作り、また区民等の同様な活動を支援します。

〔 7 - 4 - 4 区における条例の尊重義務 〕

区は、他の条例の制定や政策の実施等にあたり、この条例の趣旨を尊重するものとします。

【基本となる考え方】

○文京区の最高規範というべきこの条例の理念や考え方は、区の他の条例や計画の策定、事業の実施などにあたって、尊重され反映されなければなりません。

4 おわりに

今回、「文の京」の区民憲章を考える区民会議では、文京区の自治に関する基本の条例として、区民憲章に何を盛り込むべきかを検討しました。この最終報告の内容が、区における条例案の策定と議会の議決を経て、条例となるとき、私たちは、区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者、区の協働により豊かな文京区を築く礎となる指針を持つこととなります。

そして、この指針に基づき、「協働・協治」を基本としたさまざまな実践が行われることが大切だと考えます。

なお、最終報告の中では、名称については、これまでの議論で使用してきたことから、「文京区区民憲章（自治基本条例）」のまま使用しました。

今後、区民会議としては、この報告書の趣旨を活かして条例が制定されることを、強く期待するものです。

資 料

- 1 「文の京」の区民憲章を考える区民会議 設置要綱
- 2 「文の京」の区民憲章を考える区民会議 委員名簿
- 3 「文の京」の区民憲章を考える区民会議 開催状況
- 4 「中間のまとめ」に対する意見・要望

「文の京」の区民憲章を考える区民会議設置要綱

14 文企新第 70 号平成 15 年 2 月 21 日区長決定

(目的)

第 1 条 「文の京」の区民憲章(以下「区民憲章」という。)を策定するにあたり、区民憲章に規定すべき内容を検討するため、「文の京」の区民憲章を考える区民会議(以下「区民会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 区民会議は、区長の諮問に応じ、区民憲章の内容について検討し、答申する。

(委員)

第 3 条 区民会議は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する委員 17 人以内をもって構成する。

- | | |
|-----------------|-------|
| (1) 区内関係団体等の構成員 | 7 人以内 |
| (2) 公募委員 | 6 人以内 |
| (3) 学識経験者 | 2 人以内 |
| (4) 区職員 | 2 人以内 |

2 前項第 2 号に規定する委員は、別に定めるところにより募集する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条に規定する事項について、審議が終了したときまでとする。

(欠員の不補充)

第 5 条 委員に欠員が生じた場合は、補充しない。

(会長及び副会長)

第 6 条 区民会議に会長を置き、学識経験者の中から委員の互選により選任する。

2 会長は、区民会議を代表し、会務を総理する。

3 区民会議に副会長 1 人を置き、委員のうちから会長が指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 区民会議は、会長が招集する。

2 区民会議は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(幹事)

第 8 条 区民会議に幹事を置く。

2 幹事は、区職員のうちから区長が指名する。

3 幹事は、区民会議に出席するものとする。

(委員以外の者の出席)

第 9 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第 10 条 区民会議は、公開とする。ただし、区民会議の決定により、非公開とすることができる。

(庶務)

第 1 1 条 区民会議の庶務は、企画政策部新公共経営担当課において処理する。

(委任)

第 1 2 条 この要綱に定めるものを除き、区民会議の運営に関して必要な事項は、企画政策部長が別に定める。

「^{ふみ}文の^{みやこ}京」の区民憲章を考える区民会議委員名簿

| 職 | 区 分 | 氏 名 | 職名または推薦団体 |
|-----|-------|--------------------------|---|
| 会 長 | 学識経験者 | もり た あきら 森 田 朗 | 東京大学大学院公共政策学連携研究部・ 公共政策学教育部（公共政策大学院）部長 |
| 副会長 | ” | さい とう まこと 斎 藤 誠 | 東京大学大学院法学政治学研究科教授 |
| 委 員 | 団体推薦 | すが ぬま とし お 菅 沼 利 雄 | 文京区町会連合会 |
| ” | ” | むらまつ こうしろう 村松 孝四郎 | ” |
| ” | ” | いま けい お 今 井 茂 雄 | 東京商工会議所文京支部 |
| ” | ” | たか きた けい こ 髙 北 幸 子 | 文京区女性団体連絡会 |
| ” | ” | なか た かず ひと 仲 田 和 人 | 文京区立小学校 P T A 連合会（～平成 16 年 5 月） |
| ” | ” | うえ た やす まさ 上 田 泰 正 | ” （平成 16 年 5 月～） |
| ” | ” | す とう ひで あき 須 藤 秀 明 | 文京区立中学校 P T A 連合会 |
| ” | 公募委員 | さ とう そウ き 佐 藤 壮 紀 | |
| ” | ” | な かた ゆき ひこ 名 方 幸 彦 | |
| ” | ” | ふじ わら み まさこ 藤 原 美 佐 子 | |
| ” | ” | まつ もと み あこ 松 本 美 智 子 | |
| ” | ” | やま た せい じ 山 田 英 二 | |
| ” | ” | よし た すす 志 吉 田 隼 志 | （～平成 16 年 6 月） |
| ” | 区職員 | ぬま ぎわ ひで お 沼 沢 秀 雄 | 文京区企画政策部長（～平成 16 年 3 月） |
| ” | ” | みや した まこと 宮 下 眞 | ” （～平成 16 年 4 月） |
| ” | ” | い とう たつ ひこ 伊 藤 達 彦 | 文京区総務部長 |

| | | | |
|-----|-----|-----------------------|-------------------|
| 幹 事 | 区職員 | く すみ とも はる 久 住 智 治 | 文京区企画政策部新公共経営担当課長 |
|-----|-----|-----------------------|-------------------|

ふみ みやこ
「文の京」の区民憲章を考える区民会議開催状況

| 会議開催実績 | | 主な審議内容等 |
|-------------|----------------|--|
| 第1回 全体会 | 平成15年 6月20日 | 1 委員委嘱・区長挨拶 2 会長・副会長選出・各委員の抱負 3 区民会議の設置目的、所掌事項、会議運営等について 4 森田先生・斎藤先生の講演（地方自治・区民憲章） 5 今後のスケジュールについて |
| 第2回 全体会 | 7月17日 | 1 区民憲章項目の整理及び個別論点について (1) 前文について (2) 基本原則について (3) 区民憲章の性格について (4) 住民の概念について (5) 情報公開について (6) 住民参加について |
| 第3回 全体会 | 9月11日 | 1 区民憲章項目の整理及び個別論点について (1) 苦情対応の仕組みについて (2) 権利保障のあり方について (3) その他区民憲章の内容に関連する事項について |
| 第4回 全体会 | 10月16日 | 1 区民憲章策定についての区民周知について（報告） 2 区民憲章に盛り込む内容について (1) 基本理念 (2) 区民の権利等 (3) コミュニティの権利等 (4) 非営利団体の権利等 (5) 事業者の権利等 |
| 第5回 全体会 | 11月13日 | 1 今後のスケジュールについて 2 区民憲章に盛り込む内容について (1) 区の責務 (2) 執行機関 (3) 住民投票 (4) 区民等の意見提出手続き (5) その他区民憲章に盛り込む内容について |
| 第6回 全体会 | 12月11日 | 1 今後のスケジュールについて 2 区民会議「中間のまとめ」について (1) 全体構成の確認 (2) 全般的事項の審議 3 小委員会の設置について |
| 第1回 小委員会 | 12月18日 | 区民会議「中間のまとめ」原案について |
| 第2回 小委員会 | 平成16年 1月8日 | 区民会議「中間のまとめ」原案について |
| 第7回 全体会 | 1月15日 | 「文の京」の区民憲章を考える区民会議「中間のまとめ」について |
| 第8回 全体会 | 2月12日 | 「『文の京』の区民憲章についての区民会議の提案（中間のまとめ）」について |
| 第9回 全体会 | 5月17日 | 1 区民会議「中間のまとめ」についての区民意見・要望について 2 最終的なまとめに向けた検討について |
| 第10回 全体会 | 6月11日 | 1 区民会議「中間のまとめ」に関する区民意見・要望について 2 区民会議の最終報告に向けた検討課題について |

| | | |
|-------------|-------|--|
| 第11回 全体会 | 7月6日 | 「『文の京』の区民憲章に関する最終報告（素案）」について |
| 第12回 全体会 | 8月9日 | 「『文の京』の区民憲章に関する最終報告（案）」について |
| 第13回 全体会 | 8月31日 | 1 「『文の京』の区民憲章に関する最終報告」について 2 「『文の京』の区民憲章に関する最終報告」提出 |

なお、平成16年7月27日、シビックセンター23階議会会議室において、区議会議員有志と区民会議委員有志とで、「文京区区民憲章（自治基本条例）策定に向けた意見交換会」を開催した。

「文の京」の区民憲章についての区民会議の提案（中間のまとめ）に関する意見・要望
（平成16年5月18日現在）

1 地域説明会（9回）

| | 月日 | 会場 | 出席者数 | 発言数 |
|---|------------|-----------|------|-----|
| 1 | 平成16年4月19日 | 湯島生涯学習館 | 10 | 14 |
| 2 | 平成16年4月20日 | 不忍通りふれあい館 | 12 | 22 |
| 3 | 平成16年4月21日 | 目白台会館 | 3 | 13 |
| 4 | 平成16年4月22日 | 茗台生涯学習館 | 5 | 11 |
| 5 | 平成16年4月23日 | 向丘会館 | 7 | 16 |
| 6 | 平成16年4月24日 | シルバーホール | *21 | 10 |
| 7 | 平成16年4月26日 | スポーツセンター | 3 | 5 |
| 8 | 平成16年4月27日 | 大原会館 | 6 | 20 |
| 9 | 平成16年4月28日 | 本駒込地域センター | 4 | 25 |
| 計 | | | 71 | 136 |

*：区民会議委員11名を含む。

2 その他の方法によるもの

| 手段 | 件数 |
|------------|----|
| はがき | 25 |
| 電話 | 1 |
| ファックス・メール等 | 6 |
| 団体等の個別説明会 | 11 |
| 計 | 43 |

区民憲章「中間のまとめ」についての各団体等への説明実績

16年5月18日現在

| | 月日 | 団体名 | 会場 | 出席者数 |
|-----|------|----------------|--------------|------|
| 1. | 3.08 | 中学校PTA連合会会長会 | 区民センター2B | 30 |
| 2. | 3.10 | 民生・児童委員会会長会 | 障害者会館A会議室 | 5 |
| 3. | 3.11 | 地域活動センター所長会 | 地域振興会議室 | 15 |
| 4. | 3.15 | 文京区心身障害者団体連合会 | 障害者会館A会議室 | *25 |
| 5. | 3.16 | 小学校PTA連合会会長会 | 生涯学習センター学習室 | 50 |
| 6. | 3.18 | 民生・児童委員 | 区民センター3A | 150 |
| 7. | 3.18 | 青少年対策地区委員会連絡会 | 区民センター3A | 50 |
| 8. | 3.18 | 大原地域活動センター管内町会 | 大原地域活動センター | 15 |
| 9. | 3.21 | 認可保育園父母の会連絡会 | 男女平等センター | 20 |
| 10. | 3.26 | 湯島地域活動センター管内町会 | 湯島地域活動センター | 20 |
| 11. | 3.29 | 向丘地域活動センター管内町会 | 向丘地域活動センター | *10 |
| 12. | 4.02 | 根津地域活動センター管内町会 | 根津地域活動センター | 5 |
| 13. | 4.05 | 幼稚園長会 | 教育センター | 10 |
| 14. | 4.06 | 学童保育連絡協議会役員会 | 本駒込南寿会館 | 10 |
| 15. | 4.14 | 青少年委員委嘱式 | シビック5階研修室A・B | 30 |
| 16. | 4.15 | 体育指導委員委嘱式 | シルバーホール | 30 |
| 17. | 4.16 | 駒込地域活動センター管内町会 | 本駒込5丁目 | 10 |
| 18. | 4.19 | 礪川地域活動センター管内町会 | 礪川地域活動センター | 25 |
| 19. | 4.22 | 幼稚園PTA連合会会長会 | 本駒込幼稚園 | 10 |
| 20. | 4.23 | 大塚地域活動センター管内町会 | 大塚地域活動センター | 20 |
| 21. | 4.23 | 学童保育連絡協議会 | 本駒込地域センター | *50 |
| 22. | 5.11 | 汐見地域活動センター管内町会 | 汐見地域活動センター | 5 |
| 23. | 5.18 | 音羽地域活動センター管内町会 | 音羽地域活動センター | 15 |
| 計 | | | | 約610 |

出席者は概数であり、*付きは資料配布のみ

「文の京」の区民憲章に関する最終報告

平成 16 年 8 月発行

文京区
企画政策部新公共経営担当課
〒112-8555
東京都文京区春日 1-16-21
03(3812)7111(代表)

印刷番号 A0104003

